

上毛町大池公園東側飲食施設等整備事業 基本・実施設計業務委託仕様書

本仕様書は、上毛町（以下、「本町」という。）が発注する上毛町大池公園東側飲食施設等整備事業基本・実施設計業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

1 業務目的

平成 27 年 3 月の東九州自動車道上毛スマート IC 開通を機に、隣接する大池公園を「町の顔」と位置づけ、園路及び周辺施設等の整備を平成 28 年から行っており、公園を周遊する園路や西側屋外トイレ等が整備され、大池公園の利用者が増加傾向にある中で、公園整備を促進することにより、大池公園が日常集客拠点の核となる「にぎわい創出の場」「目的地としての公園」となる事を目指していく。

また、2040 年の上毛町の将来ビジョンを示す「上毛町未来予想図 -KOGEXLIVE THE LIFE! -」が完成し、交流ゾーンである大池公園周辺を「魅力ある食とドラスティックな体験ゾーン」として進化を目指す方向性が示された。

本業務は、大池公園東側湖畔エリアに飲食施設等を整備し、誘客促進や観光振興、上毛町のランドマークとしての大池公園の付加価値（滞留時間増加による公園活性化や、移住の足掛かり）を高めるとともに、公園利用者の利便性向上を図り、地域雇用の創出や新産業の誕生、地域経済への波及効果など地域活性化につなげることを目的とする。

2 履行期間

業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和 9 年 3 月 25 日までとする。

ただし、基本設計図書（概算工事費算定書含む）等の作成は、令和 8 年 11 月 27 日までとする。

3 整備予定地及び想定施設概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 整備予定地 | 福岡県築上郡上毛町大字下唐原 1964-1
【地目：溜池】【地積：69,422m ² 】【上毛町防災重点ため池指定】 |
| (2) 想定施設面積 | 飲食施設：約 100 坪（330m ² ）程度＋デッキスペース：100m ² 程度 |
| (3) 上下水道設備 | 上水：簡易水道エリア内 下水：公共下水設備無し |
| (4) 都市計画区分 | 準都市計画区域内（用途地域等指定なし）
建ぺい率：70% 容積率：200% 道路斜線：1.5 隣地斜線：2.5
接道：東側旧道（建築基準法 4 2 条第 1 項第 3 号道路） |

4 飲食施設建築等想定工事費

概ね 250,000 千円（消費税込み）

5 管理技術者の資格要件等

管理技術者は建築士法第2条第2項に規定する1級建築士資格を有する者とし、受託した法人（設計共同体の場合は代表事業者）に所属する者を配置すること。

6 関係法令及び参考基準等

本事業を実施するにあたり、受注者は関連する最新の各種法令（施行令、施行規則等を含む）、条例、規則、要項等を的確に把握し遵守すること。また、各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし遵守すること。関連する主な基準類のみ以下に例示する。

【関連する主な基準類】

- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・公共建築木造工事標準仕様書
- ・建築設計基準
- ・建築構造設計基準
- ・建築工事標準詳細図
- ・木造計画・設計基準
- ・建築設備計画基準
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・公共建築工事数量積算基準
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- ・その他の関連要綱及び各種基準等

7 施設整備方針

- （1）公園利用者の「利便性向上」や、大池公園全体が「にぎわい創出の場」「目的地としての公園」となる整備を行う。
- （2）施設外観は、「上毛町のランドマーク」となり、周辺環境及び周辺施設との調和を考慮し、デザイン性の感じられるものとする。
- （3）飲食施設には、施設内部に3～4店舗程度がフードコート形式で営業を行う厨房スペース及び、デッキスペースを含め100席程度の客席を設置するものとする。
- （4）既設大池公園東側駐車場から飲食施設への導線確保及び飲食施設周辺約2,000m²程度の外構整備を飲食施設設計と併せて行う。
- （5）外構整備は四季にあわせた「にぎわい」を創出できる整備を行う。
- （6）施設内部及びデッキスペースは、大池公園の眺望を楽しめる構造とする。特にデッキスペースについては、湖畔の特性を生かした構造とする。
- （7）来園者の滞在時間を長くする工夫を行う。
- （8）上水道は上毛町簡易水道に接続し、施設利用に必要な給水管敷設を行う。
- （9）下水道は施設規模等に応じた合併処理浄化槽を新設し、既設の水路へ放流する。
- （10）電話・電気・ガス機能の整備については、最適な方法を行う。

- (11) 飲食施設内に男・女・多目的トイレを整備する。
- (12) 施設等については、バリアフリーの動線確保やサイン設置等、ユニバーサルデザインに配慮する。
- (13) 今後の大池公園整備事業に統一感を持たせるため、核となるキーコンセプトを設定する。
- (14) キーコンセプトに沿った大池公園東側のプランニングを行う。
- (15) 大池公園の立地特性（日豊本線沿線、東九州自動車道沿線）を生かし、地域の魅力を「食」で発信する上毛町らしい飲食が提供出来る施設整備を行う。
- (16) 飲食施設稼働後のランニングコスト縮減が図れる整備を行う。
- (17) 上毛町大池公園開発計画基本構想概要版（平成27年3月）の内容に沿った整備を行う。
- (18) 準拠すべき法令、基準等を満たす設計とする。

8 業務内容

- (1) 一般業務
 - ・基本・実施設計（飲食施設+デッキスペース+外構）
 - ・建築（総合・構造）設計に関する業務（構造計算含む）
 - ・電気設備設計に関する業務
 - ・機械設備設計に関する業務（給排水衛生設備、空調換気設備等）
 - (2) 追加業務
 - ・現況測量（平成27年度測量成果を補完する飲食施設周辺約2,000m²程度）
 - ・地盤調査（飲食施設等建築予定地）
 - ・積算業務（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積徴取（3社以上）、見積検討資料の作成、概算工事費算出）
 - ・完成イメージパース作成（外観、内観等3枚程度）
 - ・大池公園全体プランニング業務（キーコンセプト設定等）
 - ・大池公園東側プランニング業務
 - ・入居店舗調査業務（出店可能性調査等）
 - ・各種法令及び条例に関する事前協議、申請図書及び資料作成、手続き及びこれに付随する詳細協議
 - ・概略工事工程表の作成
 - ・飲食スペースの什器備品選定、色彩、配置計画等
- ※ 本施設の整備にあたっては、建築確認申請の手続きが必要となる。なお、建築確認申請手続きについては、施設建設工事に併せて申請を行うため、本業務では業務対象とはしない。
- ※ 現況測量については、建築確認申請における敷地面積求積を含む。

9 飲食施設に関する要求水準

- (1) 基本的性能
 - 「7 施設整備方針」を備えた施設とする。

(2) 施設全体に関する要求水準

ア 施設配置計画

- ①現況平面図に示す飲食施設整備予定地に計画することとする。
- ②大池公園の一部として、調和が図れる配置・デザインとすること。
- ③ユニバーサルデザインに配慮した施設とすること。
- ④施設利用者のみならず、他の公園利用者の導線を考慮すること。
- ⑤建築場所の造成費用を見込むこと。

イ 建築

- ①飲食店営業許可が取得できる施設とすること。
- ②配置計画は、機能的かつ効率的に配置されるよう配慮すること。
- ③ユニバーサルデザインに配慮した施設とすること。
- ④施設内部及びデッキスペースに100席程度の客席を確保すること。
- ⑤厨房、トイレ（男・女・多目的）、従業員休憩室、倉庫等、飲食施設に必要な諸室を配置し、その他必要と考えられる諸室について適宜配置すること。なお、本仕様書等で特定の方法などを規定している場合においても、協議により町がこれと同等と認める方法などを採用することができるものとする。
- ⑥消火器、避難器具、誘導灯などの消防設備は、所轄消防署と協議のうえ、適合する設備を配置すること。
- ⑦耐久性に優れ、清掃や点検、補修等日常的な維持管理に配慮した内装とすること。
- ⑧眺望を楽しみながら飲食を行ううえで、適切な照明環境とすること。
- ⑨厨房については、調理場としての利便性を考慮した空間とすること。
- ⑩地場産木材の使用等、地域資源活用やデザイン性が高く、落ち着いて長時間の飲食ができる居心地の良い室内空間等、利用者にとって魅力あふれる空間デザインとすること。
- ⑪客席スペースの什器備品選定、色彩、配置計画の提案を行うこと。

ウ 外構計画

- ①駐車スペースは既設の大池公園東側駐車場を想定するものとする。
- ②駐車場、園路等から施設へのアプローチを計画すること。
- ③アプローチについては、ユニバーサルデザインに配慮し、全ての利用者が安全に利用できるよう配慮すること。
- ④施設への資材等の搬入・搬出箇所を確保すること。
- ⑤飲食施設及びデッキスペースの整備を優先とするため、外構整備は既設駐車場から飲食施設への導線確保を目的とした提案を第一に行うこと。ただし、飲食施設周辺の約2,000㎡についても、飲食施設等完成後、本業務提案に沿った公園整備を目指していくため、実現可能な提案を行うこと。

エ 仕上計画

- ①外装仕上は周辺環境との調和を図り、飲食を提供する施設にふさわしいデザインとすること。
- ②維持管理しやすい内外装材を採用すること。

- ③外壁、屋根、内装等に用いる材料は、耐熱性能、耐久、耐候、耐衝撃性の面で優れたものとし、経済性を十分考慮すること。
- ④内部仕上は飲食施設にふさわしいデザインとし、各諸室の目的を考慮し、各諸室に相応しい計画とすること。
- ⑤各室の用途、機能及び配置場所に応じて断熱材や吸音材などを配置すること。
- ⑥地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮すること。

オ 環境配慮、ライフサイクルコストの縮減

- ①エネルギー使用量を削減するため、LED 照明や高効率設備機器の採用など、環境負荷低減に配慮すること。
- ②ライフサイクルコスト、維持管理・運営コストの縮減に配慮すること。

(3) 設備に関する要求水準

ア 一般事項

- ①更新性、メンテナンス性に配慮した維持管理しやすい計画とすること。
- ②建物内の温度をコントロールできるようにすること。
- ③記載の無い設備等についても、法令等により義務付けられている物や一般的な使用において必要となる備品等については、受注者より提案を行うこと。

イ 電気設備等

- ①各諸室の利用形態・空間に応じた適切な照明計画とすること。
- ②照明器具については、省エネルギー型の製品の採用や容易に交換ができるよう配慮し、入手が難しい器具等は採用しないこと。
- ③照明環境は、JIS 標準照度を適用すること。
- ④原則、LED 照明とすること。
- ⑤非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は関係法令に基づき配置すること。
- ⑥電力の引込み及び外構に供する配管配線を計画すること。なお、現況は電力事業者の確認の上、各引込計画については受注者の提案によるものとする。
- ⑦各室の用途を考慮して計画すること。
- ⑧用途に適した形式、容量を確保し、適切な位置に配置すること。
- ⑨外構部（建屋外壁部含む）には、維持管理上必要な電源を適切に配置すること。
- ⑩消防法に定める適切な設備を配置すること。

ウ 機械設備等

- ①省エネルギー、環境負荷低減に配慮した空調方式を積極的に採用すること。
- ②空調設備は各諸室等の配置を考慮して設置し、冷暖房ともその能力を鑑み必要台数を計画すること。
- ③衛生器具設備は清掃等維持管理を十分考慮して機器を選定すること。また、飛沫が少なく、周辺の汚れを防止できる器具とすること。
- ④給水方式は衛生的かつ合理的で、経済性に優れた計画とすること。
- ⑤上水は公園東側の町道（恒久橋・上丸尾線）歩道部に埋設の配水管（HPPE φ150）から施設使用に必要な口径の給水管により引き込むこと。

- ⑥清掃等維持管理用の散水栓又は立水栓を配置すること。
- ⑦敷地内排水方法は雨水・汚水分流式とすること。
- ⑧施設周辺へ施設規模等に応じた合併処理浄化槽を配置すること。
- ⑨浄化槽の放流水については既設水路へ自然流下方式により排水すること。
- ⑩給湯を多量使用する箇所はガス式の給湯器を配置すること。
- ⑪環境・省エネルギーに配慮した効率的な給湯設備とすること。
- ⑫ガスは必要な設備等に適切に供給できる計画とすること。
- ⑬ガス遮断装置やガス漏れ感知器等を配置し、安全対策を施すこと。
- ⑭消火設備は消防法関係法規に基づき配置すること。

10 設計業務に関する要求水準

(1) 基本事項

- ・受注者は、飲食施設及び外構の設計業務を行うこと。
- ・準拠すべき法令、基準等を満たす設計とすること。
- ・受注者は、町が実施する関係機関（国、県等）との協議において、必要に応じて資料等の準備を行うこと。
- ・関係機関との調整を行った際は、協議記録を作成し、町に提出すること。

(2) 各種調査等

- ・設計業務に必要となる、測量調査、地盤調査等を適切に行うこと。
- ・飲食施設の整備により想定される周辺への影響について調査すること。

(3) 基本設計

- ・受注者は、実施設計を行う前に、以下のア～キの項目における基本設計を町に提出し確認を得ること。
- ・設計を行う際に裏付けとした図書等がある場合は、その出典元、該当ページの写しを整理すること。
- ・提出時の体裁、部数等は、別途町の指示するところによる。提出図書は電子データ（CAD データ、PDF）も提出すること（CAD データの形式は SFC とする）。

ア 建築計画

- ・計画概要書、建物概要・面積表、法規チェック、建物配置計画
- ・導線計画、汁器備品仕様
- ・レイアウト計画、平面計画
- ・断面計画
- ・立面計画、内観・外観デザイン計画（パース含む）、内装仕様・外装仕様（使用材料）

イ 構造計画

- ・計画概要書、基本構造計画

ウ 電気設備設計

- ・計画概要書、仕様概要

エ 機械設備設計

- ・計画概要書、仕様概要

オ 基盤設備設計

- ・計画概要書、造成設計、給水設備設計、排水設備設計（雨水・汚水）、外構設計、電気設備設計、舗装等設計、上記設計に係る各種計算書等

カ 施工計画等

- ・概略工事工程表（着工までの各種協議・申請期間含む）、概算工事費算定書

キ その他

- ・打合せ議事録、要求水準確認表、概算工事費内訳書、その他必要と思われる図面・計画書等

(4) 実施設計

- ・関係各機関と十分協議を行うこと。
- ・関係法令、基準等を遵守すること。
- ・業務実施期間中、町に対して作業の報告を行い、業務終了後、完了届のほか必要な資料を提出し、町の検査を受けること。
- ・実施設計業務の成果は設計図書として、主に以下に示す設計図、その他資料をとりまとめること。要求水準確認表は、基本設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、基本設計着手時からの経緯が分かるよう、同様の書式で作成すること。
- ・設計を行う際に裏付けとした図書等がある場合は、その出典元、該当ページの写しを整理すること。
- ・提出時の体裁、部数等は、別途町の指示するところによる。提出図書は電子データ（CAD データ、PDF）も提出すること（CAD データの形式は SFC とする）。

ア 建築設計図書

- ・特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、面積表（事業対象地全体を含む）、仕上表、平面図、立面図、断面図、平面詳細図、断面詳細図、各部詳細図、展開図、各伏図、建具図、各室詳細図、什器備品リスト（レイアウト図含む）、完成予想図（外観パース図、内観パース図等）、その他必要と思われる図面等

イ 構造設計図書

- ・特記仕様書、図面リスト、各種構造図、構造計算書、その他必要と思われる図面等

ウ 電気設備設計図書

- ・特記仕様書、図面リスト、配置図、幹線系統図、動力設備図、電灯コンセント設備図、弱電設備図、消防設備図、各種計算書、その他必要と思われる図面等

エ 機械設備設計図書

- ・特記仕様書、図面リスト、配置図、給排水衛生設備図、消防設備図、空調設備図、換気設備図、衛生機器リスト、各種計算書、その他必要と思われる図面等

オ 基盤整備設計図書

- ・特記仕様書、図面リスト、実施設計平面図、割付平面図、造成平面図、造成断面図、給水平面図、排水平面図（雨水・汚水）、電気設備平面図、外構平面図、外構施設構造図・標準断面図・横断図・その他必要と思われる図面等

カ 仮設計画図書

- ・仮設計画、工事事務所の設置位置、使用材料一式、工事資機材一式、施工体制一式、資材置き場、工事工程表、残土処理、その他必要と思われる図面等

キ その他

- ・各設計図書と整合した工事費内訳書及び積算数量調書、打合せ議事録、要求水準確認表、その他必要と思われる図面等

(5) その他

- ・各種法規・条例等に基づいて手続きを行うこと。
- ・公園利用者や周辺に配慮した設計とすること。
- ・町が住民等への説明を行うこととなった場合は、資料作成等に協力すること。

11 その他業務に関する要求水準

(1) キーコンセプト、プランニング

- ・受注者は、大池公園が「にぎわい創出の場」「目的地としての公園」となるよう、東側飲食施設を含めた大池公園全体の活性化（整備、利活用方法等）に関する提案を行うこと。
- ・上記提案については、今後の大池公園整備事業に関する方針の参考とするものであり、統一感が重要となるため、一目でわかりやすいキーコンセプトを設定すること。
- ・キーコンセプトに沿った、大池公園東側のプランニング（飲食施設を含む）を行うこと。

(2) 入居店舗調査

- ・「食」を通して上毛町の魅力を発信し、上毛町らしい飲食が提供できる食材やメニュー等の提案を行うこと。
- ・上記提案内容に基づき、出店可能性調査（飲食ジャンル、店名、主要メニュー内容及び価格帯、出店条件確認等）を飲食ジャンル別に3店舗程度行うこと。

※想定する「飲食ジャンル」

- ①カフェ・スイーツ（コーヒー・ジェラート等）
- ②パン
- ③和食（豚・鶏等の肉料理）
- ④ラーメン・麺類（ラーメン・パスタ等）
- ⑤カレー
- ⑥その他（受注者からの提案による）

- ・出店可能性調査結果は受託者で取りまとめを行い、一覧表形式等で報告を行うこと。
- ・出店可能性調査結果等に基づき、町が事業者への説明等を行うこととなった場合は、資料作成等に協力すること。

12 要求水準の変更

町は、事業期間中に要求水準の見直しを行うことがある。

(1) 要求水準の変更

- ・町が要求水準を見直すときは、事前に受注者に通知する。

・町が要求水準を見直す際の事由は次のとおりである。

【要求水準の見直し事由】

- ア 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき
 - イ 災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更したとき
 - ウ 町の都合により業務内容の変更が必要なとき
 - エ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき
- (2) 要求水準の変更に伴う事業契約等の変更
- ・要求水準の変更に伴い、これに必要な事業契約、対価の支払額の変更を行う場合がある。

13 提供資料

- ・現況平面図（園路等整備後データ）【PDF データ】
- ・大池公園周辺航空写真【PDF データ】
- ・上毛町大池公園開発事業基本構想概要版（平成 27 年 3 月）【PDF データ】
- ・上毛町未来予想図（完成イラスト、説明書）【PDF データ】

14 成果物・提出部数等

(1) 基本設計

① 共通事項

・図面、資料等については提案内容、計画内容及び受注者との協議により適宜追加するものとする。

- ア 図面サイズ A3
- イ 図面以外のサイズ A4（ファイル綴じ 2 部）
- ウ 上記の電子データ（CD-R）

設計原図：CAD データ（SFC 形式）及び PDF データ

設計書等：EXCEL データ及び PDF データ

② 建築 成果物の一般仕様を示す。

成 果 物		備 考
建築(総合)	一般 業務	【基本設計書】 ・計画説明書 ・面積表及び求積表 ・敷地案内図 ・全体配置計画 ・仕上表 ・付帯施設計画 ・外構計画 ・工事費概算書 ・打合せ議事録

		【設計図面】 ・現況図 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・断面図 ・矩計図	
	追加業務	・透視図 ・各種資料、調査、計画資料	外観パース・内観パース等 追加業務に係る資料及び補足資料等
建築(構造)	一般業務	・構造計画 ・打合せ議事録 ・その他資料	
	追加業務	・各種資料、調査、計画資料	追加業務に係る資料及び補足資料等

③ 設備 成果物の一般仕様を示す。

成果物		備考	
電気設備	一般業務	・電気設備計画概要書 ・仕様概要書 ・基本設計説明書 ・工事費概算書 ・打合せ議事録 ・その他資料	計画要旨、計画経過
	追加業務	・各種資料、調査、計画資料	追加業務に係る資料及び補足資料等
機械設備	一般業務	・空気調和設備計画概要書 ・給排水衛生設備計画概要書 ・仕様概要書 ・基本設計説明書 ・工事費概算説明書 ・打合せ議事録 ・その他資料	
	追加業務	・各種資料、調査、計画資料	追加業務に係る資料及び補足資料等

(2) 実施設計

① 共通事項

- ・ 図面、資料等については提案内容、計画内容及び受注者との協議により適宜追加するものとする。

ア 図面サイズ A3

イ 図面以外のサイズ A4 (ファイル綴じ 2 部)

ウ 上記の電子データ (CD-R)

設計原図：CAD データ (SFC 形式) 及び PDF データ

設計書等：EXCEL データ及び PDF データ

※成果物リストは、目安となります。必要の有無については、町と協議すること。

② 建築総合 成果物の一般仕様を示す。

成 果 物		備 考
建築(総合)	一般 業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面目録 ・ 特記仕様書 ・ 施工区分表 ・ 敷地案内図 ・ 配置図 ・ 求積図 ・ 仕上表 ・ 平面図 (各階) ・ 立面図 ・ 断面図 ・ 天井伏図 ・ 屋根伏図 ・ 平面詳細図 ・ 展開図 ・ 矩計詳細図 ・ 各部詳細図 ・ 建具キープラン ・ 建具表 ・ 屋外施設設計図 ・ その他詳細図 ・ 外構計画図、詳細図
		<p>(福岡県様式)</p> <p>建築、電気、機械の施工区分の明記 地域、地区を記入</p> <p>集計表、各階床面積、建築面積 仕上区分を明確にする</p> <p>4 面共 2 面以上</p> <p>各階、設備開口位置記入 ドレン、勾配流れ及び目地等記入</p> <p>特に不要と認められる場合以外は、 各室各面を記載</p> <p>2 面以上 各部必要のある箇所</p> <p>記号、寸法、材質、金物等記入</p> <p>各部配置排水等(配置図との兼用可) 施工区分明記 屋外工事等</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・総合仮設計画図 ・関係法令適合チェックリスト ・打合せ議事録、その他資料 ・設計方針書 	建築基準法、消防法等
	追加業務	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費内訳明細書 ・積算数量算出書、単価作成資料 見積徴取、見積検討資料 ・概略工事工程表 ・リサイクル計画書 ・バリアフリー関連計画書 	追加業務に係る資料及び補足資料等
建築(構造)	追加業務	<ul style="list-style-type: none"> ・その他調査、検討、計画資料 	追加業務に係る資料及び補足資料等

③ 建築構造 成果物の一般仕様を示す。

成 果 物		備 考
建築(構造)	一般業務 <ul style="list-style-type: none"> ・構造特記仕様書 ・構造設計図 <ol style="list-style-type: none"> 1 各階伏図 2 各通軸組図 3 基礎配筋図 4 梁貫通伏図 5 柱梁断面リスト 6 架構配筋図 7 その他配筋図 8 配筋基準図 9 鉄骨軸組図 10 鉄骨梁架構詳細図 11 鉄骨断面リスト 12 鉄骨継手詳細図 13 鉄骨柱、梁詳細図 14 鉄骨梁貫通伏図 15 各部断面図 16 標準詳細図 17 その他各部詳細図 ・構造計算概要書 ・構造計算書 ・その他計算書 ・打合せ議事録 	

	追加業務	・調査、検討、計画資料	追加業務に係る資料及び補足資料等
--	------	-------------	------------------

④ 電気設備 成果物の一般仕様を示す。

成 果 物		備 考
電気設備	一般業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面目録 ・ 特記仕様書 ・ 施工区分表 ・ 敷地案内図 ・ 配置図 ・ 各系統図 ・ 各結線図 ・ 受変電操作盤関係図 ・ 各幹線平面図 ・ 各電灯、コンセント平面詳細図 ・ 照明器具姿図 ・ 各弱電平面図 ・ 各弱電系統図 ・ 屋外付帯設備関係図 ・ その他設備関係図 ・ 各種計算書 ・ 設計計画書 ・ 打合せ議事録 ・ 実施設計チェックリスト
	追加業務	資料作成・届出 追加業務に係る資料及び補足資料等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認申請関連図書 ・ 工事費内訳明細書 ・ 積算数量算出書、単価作成資料 見積徴取、見積検討資料 ・ 概略工事工程表 ・ リサイクル計画書 ・ バリアフリー関連計画書 ・ 各種条例等届出書 ・ その他調査、検討、計画資料

⑤ 電気設備 成果物の一般仕様を示す。

成 果 物		備 考
機械設備	一般業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面目録 ・ 特記仕様書

		<ul style="list-style-type: none"> ・施工区分表 ・敷地案内図 ・配置図 ・系統図 ・機器一覧表 ・平面図、立面図、断面図 ・詳細図 ・屋外付帯設備関係図 ・各種計算書 ・設計計画書 ・打合せ議事録 ・実施設計チェックリスト 	
	追加業務	<ul style="list-style-type: none"> ・計画通知関連図書 ・工事費内訳明細書 ・積算数量算出書、単価作成資料 見積徴取、見積検討資料 ・概略工事工程表 ・リサイクル計画書 ・バリアフリー関連計画書 ・各種条例等届出書 ・その他調査、検討、計画資料 	資料作成・届出 追加業務に係る資料及び補足資料等

15 機密保持

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたって、知り得た情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。
- (2) 受注者は、町から貸与された資料等（以下「資料等」という。）を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受注者は、貸与された資料等を本業務の目的以外のために複製及び加工してはならない。
- (4) 受注者は、本業務終了後、速やかに資料等を返還すること。

16 その他

- (1) 受注者は、委託契約書及び仕様書等に基づき、常に町と密接に連絡を取りながら、その指示に従うこと。
- (2) 本業務の実施にあたり必要となる消耗品費、交通費等はすべて受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、設計にあたって建設副産物対策（発生の抑制、再利用の推進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させること。
- (4) 積算にあたっては、誤記・脱落のないよう数量は正確に算出し、単価については、刊行物単価及びメーカー見積、積算基準による歩掛単価とする。

- (5) 積算上必要とされる見積書の収集にあたっては、3社以上から見積りを徴取し、比較検討を行うこと。
- (6) 本業務に関連して作成された全ての資料等の著作権は上毛町に帰属する。
- (7) 本仕様書に記載のない事項については、本町と受注者が誠意をもって協議し実施すること。